

項目	状態	機能名称	変更種別	4.1版機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第5.0版への既定値 (第4.1版からの変更)	3.0版適合基準日	4.0版適合基準日	4.1版適合基準日
2.1.2.		簿納者情報管理	訂正	0150007	簿納整理票が出力できること。 また、交渉経過、 簿納未納 明細書も同時に出力できること。	実装必須機能	簿納整理票は、簿納者の基本情報（氏名、住所等）を1枚の帳票にまとめたもの。	・簿納整理票とは、簿納者の基本情報を1枚の帳票にまとめたものを指す。訪問冊等において、紙ベースで簿納者情報を把握するために使用されているケースがあるため、「実装必須機能」とした。				
1		関連者登録管理	訂正	0150020	納税義務者単位で複数の宛名情報が存在している場合の関連者は、 簿納未納 明細も宛名ごとの期別をまとめて出力できること。簿納期分、簿納期分の停止、猶予、分割納付等、期別を任意に選択する機能について、同様にとりまとめ出力されること。	実装必須機能		同一納税義務者について、明細書を出力する際、1つの帳票にまとめて出力できれば、実際の交渉時や簿納期分帳票の出力時に操作性が上がるため、必要性が高く、「実装必須機能」とした。				
2.1.14	1	簿納未納 明細管理	訂正	0150331	簿納者について、個人情報、設定情報、収納情報、簿納期分情報、その他情報等をもとに、簿納期別ごとの詳細が分かるよう、 簿納未納 明細情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <その他情報> ・納期限 ・変更後納期限 ・欠滞年月日 ・督促発注履歴/滞戻履歴（滞戻年月日）/公示履歴 等	実装必須機能	・督促発注履歴は、督促状発注年月日を、公示履歴は公示年月日を管理できる項目。	・簿納期別の詳細を管理する機能。 個人情報からは、氏名、住所などを参照できる（ 簿納未納 明細に記載される） 設定情報からは、簿納期別の納期限、納期限、通知書番号等を参照できる 収納情報からは、設定額のうち、いくら納付されたかを参照できる 簿納期分情報からは、現在執行中の簿納期分、簿納期分の停止等の期別を参照できる その他情報からは、滞効、督促状の発注状況等を参照できる なお、滞戻履歴は滞戻日の管理についても求められるため、滞戻年月日までを管理することとする。		令和8年4月1日		
2.1.16			訂正	0150338	延滞金加算中の場合、（計算を要す）等、延滞金加算を示す文が表示されること。	実装必須機能	簿納未納 明細などの延滞金を記載する帳票上、（計算を要す）と記載する場合は、印字項目・請求表の定義によらず、全角/桁で記載すること。	・延滞金の計算は、期別ごとに自動計算されていることで、担当者が一目で延滞金額を把握できることから、「実装必須機能」とした。 ・延滞金計算は地方税、財源等の公表する特例基準割合の適用が行われる必要があるため、明示した。また、1,000円未満の延滞金の場合、四捨五入のため、計算を要すような文が表示されること、延滞金計算中の旨を示すよう変更した。 ・法人住民税については、延滞金計算が複雑になることから、延滞金計算に必要な申告期間などの日付を法人住民税システムから参照し、計算ができるよう記載した。		令和8年4月1日		
2.1.19		簿納未納 明細作成	訂正	0150060	簿納明細情報に基づき、 簿納未納 明細を出力できること。	実装必須機能		・簿納明細情報をもとに、簿納期別ごとの情報をひとまとめた 簿納未納 明細を出力する機能を記載した。主に簿納者との折衝時、 簿納未納 明細をもとに分割納付計画の策定などを行うため、「実装必須機能」とした。 ・システム内で対応できない帳票がある場合、 簿納未納 明細を出力（CSV等を想定）、加工することで帳票を作成する等が考えられるため、「実装必須機能」とした。				
2.1.20	1		訂正	0150430	簿納未納 明細について、出力する期別を任意に選択できること。金額は任意に修正できること。延滞金のみでも出力できること。 表示する期別、表示されない期別は併用できること。 簿納未納 明細の出力する期別は帳票によって異なるため、シート「補足 帳票ごとに必要となる期別一覧」に定義される期別を出力すること。	実装必須機能	・納期限は、繰上徴収した場合、繰上徴収後の納期限を示す。	・ 簿納未納 明細に出力される項目の制限のパターンは、地方団体によって異なる想定される。例えば報告書に添付する場合の明細書には督促状発注の期別を出力制限するなど考えられる。そこで【表示されない期別】として、一般的に 簿納未納 明細に記載されることのないケースを、デフォルトで表示されないこととした。 ・滞効完成分、不能欠納分 ⇒徴収不可のため、全ての帳票に印字不可 ・簿納期分の徴収分 ⇒交付要求及び自主納付（納付計画、催告、 簿納未納 明細）は可能な任意印字としたが、それ以外は徴収不可のため印字不可 ・督促状発注及び発注後10日経過後 ⇒基本的に出力することはないものの将来の簿納期分（差押、参加差押、交付要求、催告）を見越して帳票作成する場合があるため任意印字とした。それ以外はデフォルト印字とした。 ・督促状発注10日経過 ⇒制約がないため、すべての帳票にデフォルト印字とした。 ・納期未到着 ⇒徴収不可印字は納期未到来でも実装可能なデフォルト印字とし、それ以外は任意印字とした。 ・なお、シート「補足 帳票ごとに必要となる期別一覧」における○の期別については自治体とベンダ間で、デフォルトで明細に印字されるかどうかを決定することとする。×については明細に記載することは想定していない。		令和8年4月1日		
2.2.6.	1	催告書発送情報管理	訂正	0150083	催告書/督促状の発送情報の管理（設定・保持・修正）が期別単位でできること。収納管理システムの督促状出力データが連携され、期別ごとに督促状発送の有無が自動登録されること。 また、催告書の発送停止情報については、個人単位、期別単位のいずれも設定できること。停止の終了日時を指定できること。 発送情報・発送停止情報の設定は、抽出結果をもとに一括で行えること。削除の際は、アラートなどが表示されること。 <催告書/督促状の発送情報> ・発送履歴 ・発送有無 ・発送年月日 ・指定期限 ・催告区分（催告/差押予告等） ・発送停止情報 ・納付書種類（一般、郵便振替）	実装必須機能		・簿納管理システムで発送した催告書の発送情報を管理する機能を、「実装必須機能」とした。 ・収納管理システムで発送した督促状の発送情報が連携され、督促状発送の有無が 簿納未納 明細上判断できる。				
2			訂正	0150084	<催告書/督促状の発送情報> ・催告書発送時の合計金額	標準オプション機能	催告書発送時の合計金額は、報告書に記載される 簿納未納 明細の合計金額を指す（報告書時点での簿納額ではない）	・「標準オプション機能」の「催告書の合計金額」は、催告書の延長数が多い地方団体に、特に必要と思われるため実装した。				
1		簿納期分管理	訂正	0150216	共有、連帯納税の簿納期別を記載できること。その旨を簿納期分における 簿納未納 明細上に記載できること。	実装必須機能	簿納未納 明細内に個人分別と共有分別の両方が記載されている場合は、共有分別の設け情報も共有者欄に表示する	・簿納期分について、宛名でなく関連者単位で作成することにより、簿納者も差押金額の把握が容易になることから、「実装必須機能」とした。		令和8年4月1日		
2.8.4.		簿納期分管理	訂正	0150220	納期限、法定納期限等を参照し、簿納期分帳票の 簿納未納 明細に出力できること。また任意で変更できること。	実装必須機能	「変更」とは、暫定的な変更でなく、変更後の値が保持されることを示す	・簿納期別の期別ごとの納期限、法定納期限等を管理し、通常の簿納期分のほか、簿納期分と強制執行等との手続の調整に関する法律による簿納期分についても対応できるよう、「実装必須機能」とした。				
2.10.3		簿納期分の停止管理	訂正	0150270	簿納期分の停止の取消の基となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無を選択できること。	実装必須機能		・何らかの事情で簿納期分の停止取消となった場合、減免する機能が必要であるため、「実装必須機能」とした。				